

公立大学法人青森公立大学旅費規程施行細則

平成21年4月1日

規程第85号

改正 平成22年 3月規程第 16号
改正 平成30年 3月規程第 11号
改正 令和 7年 3月規程第 20号
改正 令和 8年 3月規程第 13号

(目的)

第1条 この細則は、公立大学法人青森公立大学旅費規程（平成21年規程第84号。以下「旅費規程」という。）第29条の規定に基づき、同規程の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この細則において使用する用語は、旅費規程において使用する用語の例による。
(旅行者等)

第3条 旅費規程第2条第1項第8号に規定する細則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者
- (2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）第4条に規定する軌道経営者
- (3) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者
- (4) 航空法（昭和27年法律231号）第2条第18項に規定する航空運送事業を経営する者
- (5) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者
- (6) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む者
- (7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者
- (8) 外国における前各号に掲げる者に相当するもの
- (9) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第31条に規定する登録包括信用購入あっせん業者（法人との契約によりカード等（同法第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その

他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。)

2 旅費規程第2条第8号に規定する細則で定めるものは、役務及びカード等とする。
(証人等の旅費)

第4条 旅費規程第3条第4項の規定により支給する旅費の額は、次に定めるところによる。

(1) 証人、鑑定人、参考人、通訳その他これらに類する者の旅行の場合には、2級の職務にある者の例によって計算した額

(2) 前号に規定する者が同号の旅費により旅行することが適当でない場合及び同号に規定する者以外の者の旅行の場合には、用務の内容、支給を受ける者の学識経験及び社会的地位等を考慮して、理事長が相当すると認める職務にある者の例によって計算した額

(既に発した旅行命令等を変更する場合)

第5条 旅費規程第3条第6項に規定する細則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 旅費規程第3条第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

(2) 旅費規程第3条第1項及び第2項(第1号及び第4号に係る部分に限る。)の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について旅費規程第17条、第19条第1項及び第23条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

(旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費)

第6条 旅費規程第3条第6項に規定する細則で定めるものは、旅費規程第26条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)については、旅費規程第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第13条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び旅費規程第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

(2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び渡航雑費については、当該各種目について旅費規程第6条、第14条、第15条、第17条、第18条、第19条第1項及び第20条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消し

をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

- (3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額
(旅費規程第3条第7項に規定する理事長が定める事情)

第7条 旅費規程第3条第7項に規定する理事長が定める事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 交通事故その他の旅費規程第3条第7項に規定する者の責めに帰することができない事情

(2) 前条第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

(旅費の喪失)

第8条 旅費規程第3条第7項に規定する理事長が定める金額は、次に掲げる金額とする。

(1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するため乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失したとき以後の旅行を完了するため旅費規程及びこの細則の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額

(旅行命令等の変更の申請)

第9条 旅行者が旅費規程第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を提出しなければならない。

(旅費の精算に係る期間)

第10条 旅費規程第13条第2項に規定する期間は、やむを得ない事情のため理事長の承認を得た場合を除くほか、旅行の完了した日の翌日から起算して1週間とする。

2 旅費規程第7条第3項に規定する期間は、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して1週間とする。

(請求書及び必要な書類の種類、記載事項等)

第11条 旅費規程第7条第1項に規定する請求書は旅費請求（精算）書とする。

2 旅費規程第7条第1項に規定する必要な書類の種類は、別表第1のとおりとする。ただし、旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合には、第5項に規定する請求書に相当するものをもって、同表に規定する額を証明するに足る書類又はその支払を証明するに足る書類に代えることができる。

3 旅費規程第7条第5項に規定する理事長が定めるものは、旅費の支給を受けようと

する旅行者等の使用に係る電子計算機と会計機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法とする。

4 旅費規程第7条第7項に規定する記載事項等は、別表第2の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事項及び別表第3の上欄に掲げる種目の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

5 旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合において、別表第2中「請求者」とあるのは、「旅行者」と読み替えるものとする。この場合において、前項で定める記載事項等に準ずる内容が記載又は記録され、かつ、請求書に相当するもの（請求する者の名称又は氏名及び住所が記載されたものに限る。）をもって、第1項に掲げる請求書に代えることができる。

6 請求書を提出した者が旅行役務提供者であるときは、旅行命令権者及び会計管理者等は、旅行者に対して必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

（鉄道賃に係る鉄道）

第12条 旅費規程第10条第1項に規定する理事長が定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの
- (2) 軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道に類するもの
- (3) 外国における前2号に掲げるものに相当するもの

（船賃に係る船舶）

第13条 旅費規程第11条第1項に規定する理事長が定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの
- (2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

（航空賃に係る航空機）

第14条 旅費規程第12条第1項に規定する理事長が定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの
- (2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

（その他の交通費）

第15条 旅費規程第13条第1項第3号に規定する細則で定める額は、路程1キロメートルにつき25円とする。

（宿泊に係る特別な事情）

第16条 旅費規程第14条第2項に規定する細則で定める場合は、現に支払った費用

の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

- (1) 宿泊を伴う会議、研修等において主催者から宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
- (2) 特別職と同一の宿泊施設又は近隣の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を来すとき。
- (3) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。
- (4) 為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があつたとき。
- (5) その他理事長が必要と認めるとき。

(転居費)

第17条 旅費規程第17条第1項各号に掲げるいずれかの方法のみでは旅行することが困難と旅行命令権者が認めるときは、現に運送を行つた同項各号の規定により算出した額の合計とする。

(渡航雑費の細則)

第18条 旅費規程第20条に規定する理事長が定める費用は、次に掲げる費用（業務のため特に必要とするものに限る。）とする。

- (1) 保険料
- (2) 医薬品の購入に係る費用
- (3) 携行品の購入に係る費用
- (4) 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用
- (5) 旅費規程第20条に規定する費用に類する又は付随する費用
- (6) 前各号に掲げる費用のほか、旅行者の負担すべきでないものとして理事長が定める費用

(退職者等の旅費の細則)

第19条 旅費規程第23条第1項に規定する理事長が定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 旅費規程第3条第2項第1号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費
 - イ 職員が出張のための内国旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費
 - ロ 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費
- (2) 旅費規程第3条第2項第4号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費

- 2 前項第2号の規定に該当する場合を除くほか、職員が外国旅行中において退職等となった場合において旅費規程第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、前項第2号の規定に準じて旅行命令権者が理事長に協議して定めるものとする。

(遺族等の旅費の細則)

第20条 旅費規程第24条に規定する理事長が定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が旅費規程第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

イ 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

ロ 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

- (2) 旅費規程第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

- (3) 旅費規程第3条第2項第5号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

- 2 遺族が前項第1号から第3号までに規定する旅費の支給を受ける順位は、旅費規程第2条第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(給与の種類)

第21条 旅費規程第7条第4項及び旅費規程第28条第2項に規定する給与の種類は、公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年4月1日規程第67号）に規定する給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当する給与とする。

(本邦通過の場合の旅費)

第22条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成 22 年規程第 16 号）

（施行期日）

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年規程第 11 号）

（施行期日）

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年規程第 20 号）

（施行期日）

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年規程第 13 号）

（施行期日）

- 1 この細則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 第 1 条の規定による改正後の公立大学法人青森公立大学旅費規程施行細則の規定及び第 2 条の規定による改正後の公立大学法人青森公立大学勤務地内旅費支給細則の規定は、この細則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

別表第1（第11条関係）

区分		添付する書類
(1) 鉄道賃	旅費規程第10条第1項第1号に掲げる運賃(運賃の等級が区分された鉄道による移動に限る。)	運賃の等級及び額を証明するに足る書類 その支払を証明するに足る書類
	旅費規程第10条第1項第2号から第6号までに掲げる費用	その支払を証明するに足る書類
(2) 船賃	旅費規程第11条第1項第1号に掲げる運賃(運賃の等級が区分された船舶による移動に限る。)	運賃の等級及び額を証明するに足る書類 その支払を証明するに足る書類
	旅費規程第11条第1項第2号から第5号までに掲げる費用	その支払を証明するに足る書類
(3) 航空賃	旅費規程第12条第1項第1号に掲げる運賃	運賃の等級及び額を証明するに足る書類 その支払を証明するに足る書類
	旅費規程第12条第1項第2号及び第3号に掲げる費用	その支払を証明するに足る書類
(4) その他の交通費		その支払を証明するに足る書類 (旅費規程第13条第1項第3号ただし書の場合を除く。)
(5) 宿泊費		その支払を証明するに足る書類 第16条各号のいずれかに該当することを証明するに足る書類(第16条各号のいずれかに該当する場合に限る。以下この表において同じ。)
(6) 包括宿泊費		その支払を証明するに足る書類 その移動に係る交通費の内容を証明するに足る書類
(7) 転居費		その支払を証明するに足る書類 転居を証明する書類 同居する家族であることを証明する書類(家族の転居に要する費用を含む場合に限る。) 旅費規程第19条第2項に規定する延長の許可を証明するに足る書類(同項に該当する場合に限る。)
(8) 着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)		その支払を証明するに足る書類 第16条第1項各号のいずれかに該当することを証明するに足る書類

(9) 家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	その支払を証明するに足る書類 移転を証明する書類 同居する家族であることを証明する書類 第16条第1項各号のいずれかに該当することを証明するに足る書類
(10) 渡航雑費	その支払を証明するに足る書類
(11) 旅費規程第23条に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた第1号から前号までに掲げる書類 退職等の事由を証明する書類 所定の期間内に帰住又は退職等に伴う旅行をしたことを証明するに足る書類 旅行中に退職等となったことを証明する書類
(12) 旅費規程第3条第2項（第1号、第4号を除く。）に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた第1号から第11号までに掲げる書類 職員、配偶者又は子の死亡及びその死亡地を証明する書類 帰住を証明する書類（遺族が帰住した場合に限る。） 遺族であることを証明する書類（請求者が遺族である場合に限る。）
(13) 旅費規程第3条第6項に規定する旅費	損失となる金額又は支出を要する金額を証明するに足る書類 旅行命令等の変更、旅費規程第3条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者の死亡又は第5条各号に掲げる場合に該当することを証明する書類 同居する家族であることを証明する書類（転居費のうち家族の転居に要する費用又は家族移転費に相当するものを含む場合に限る。）
(14) 旅費規程第3条第7項に規定する旅費	天災又は第7条各号に掲げる事情により旅費額を喪失したことを証明するに足る書類 喪失額を証明するに足る書類
(15) 旅費規程第27条に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた第1号から第10号までに掲げる書類 旅費規程第27条の規定に該当することを証明するに足る書類

備考 概算払に係る旅費の請求の場合には、支払を証明するに足る書類に代えてその金額を証明するに足る書類を提出するものとする。

別表第2（第11条関係）

区分	記載事項又は記録事項
旅費請求（精算）書	請求者の所属、職名、級、氏名 旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地（宿泊した場合に限る。）、種目及びその金額 請求年月日 概算額、精算額、追及額及び返納額（これらについては、概算払いに係る旅費を請求する場合に限る。）

備考 旅行日ごとに記載又は記録する事項は、請求の内容が同一である、又は複数の旅行日にわたる旅費である場合には、複数の旅行日をまとめて記載することができる。

別表第3（第11条関係）

区分	記載事項又は記録事項
(1) 鉄道賃	旅費規程第10条第1項第1号に掲げる運賃、同項第2号から第5号までに掲げる料金及び同項第6号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
(2) 船賃	旅費規程第11条第1項第1号に掲げる運賃、同項第2号から第4号までに掲げる料金及び同項第5号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
(3) 航空賃	旅費規程第12条第1項第1号に掲げる運賃、同項第2号に掲げる座席指定料金及び同項第3号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
(4) その他の交通費	金額及び路程（旅費規程第13条第1項第3号ただし書により旅費を請求する場合に限る。）
(5) 宿泊費	夜数及び金額
(6) 包括宿泊費	夜数及び金額
(7) 宿泊手当	夜数及び定額
(8) 転居費	金額
(9) 着後滞在費	宿泊費に係る夜数及び金額、宿泊手当に係る夜数及び定額並びにこれらの合計金額
(10) 家族移転費	第1号から第7号まで及び第9号の例に準じた記載事項又は記録事項、合計金額並びに旅行人員
(11) 渡航雑費	旅費規程第20条に定める費用の各金額及び合計金額 第18条各号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
(12) 死亡手当	定額